

平成24年度白山市緑化推進事業実施要領

第1 事業の目的

白山市は、「緑の募金」の一部を活用し、樹木を植栽し、市内の緑化を推進するため、市内の町内会へ緑化事業を委託する。

第2 実施主体

白山市（主管課：産業部林業水産課）

第3 委託対象

白山市内の4町内会程度。（1町内会107,500円を限度とする。ただし標柱代15,960円含む。）

第4 植栽条件

- ・公共の用地（公園、広場等）で、町内会で継続的に管理ができる場所であること。
- ・植栽場所に事業実施を示す普及標柱を設置すること。

第5 事業期間

平成24年10月～平成25年3月

第6 申請方法

「白山市緑化推進事業選定申請書」（様式1）により下記の事項を記入し林業水産課へ申請するものとする。

- （1）事業名
- （2）事業の目的及び内容
- （3）事業計画（支出予算）
- （4）事業額

第7 選定

申請の事業費合計が平成24年度予算額430,000円を超える場合は、市で抽選を行い選定する。選定後は速やかに委託町内会へ「白山市緑化推進事業選定通知書」（別紙2）により通知する。

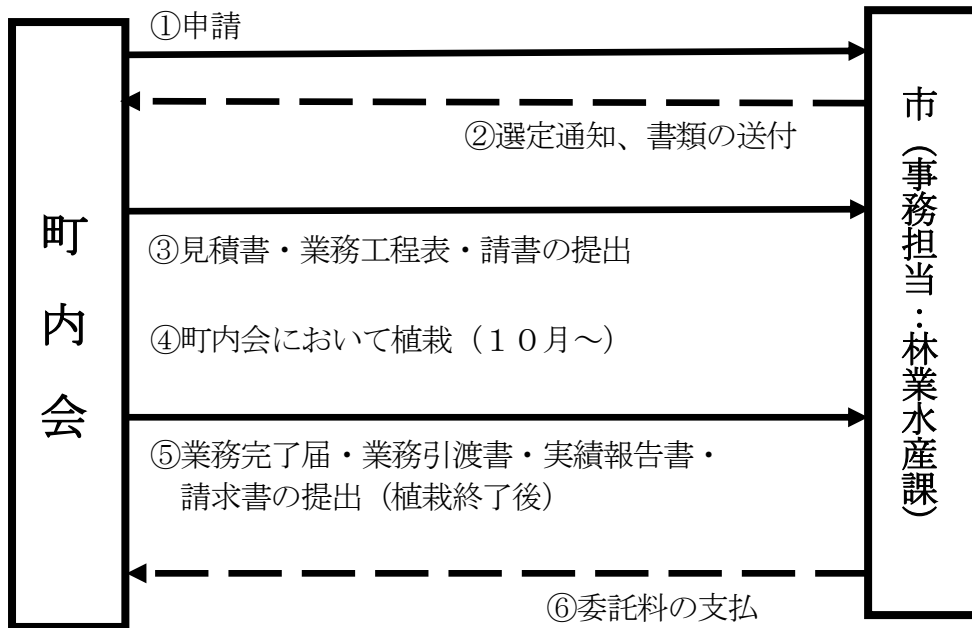
第8 申請期限

平成24年8月3日（金）（期限厳守）

第9 申請及び問い合わせ先

白山市産業部林業水産課 担当：小西
〒920-2192
白山市鶴来本町四丁目ヌ85番地
TEL：076-272-1965
FAX：076-272-2752

【事業・事務の進め方】



② (見積書、業務工程表、請書の提出)

選定された町内会には、選定通知とあわせて書類一式を送付しますので、内容をご記入及び押印の上、提出いただきます。

⑤ (業務完了届、業務引渡書、実績報告書、請求書の返信)

植樹が終了したら、業務完了届等の書類を提出していただきます。(写真や購入した資材等の領収書のコピーも必要となります。)

⑥ (委託料の支払)

送付していただいた書類等を確認後、委託料の支払いとなります。(書類提出後1ヶ月程度かかります。)

【その他】

(標柱及び看板の設置)

本事業は「緑の募金実施要領」に基づく事業のため、標柱の設置が必要となります。標柱(1本15,960円)も事業費に含めて申請をお願いします。なお、同じ場所に昨年度も植樹し標柱を設置した場合は、簡易な看板の設置で結構です。(1枚4,200円)

看板の発注は林業水産課でしますので、支払いは町内会でお願いします。(標柱か看板かは選定通知書に記載します。)